

鹿角市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

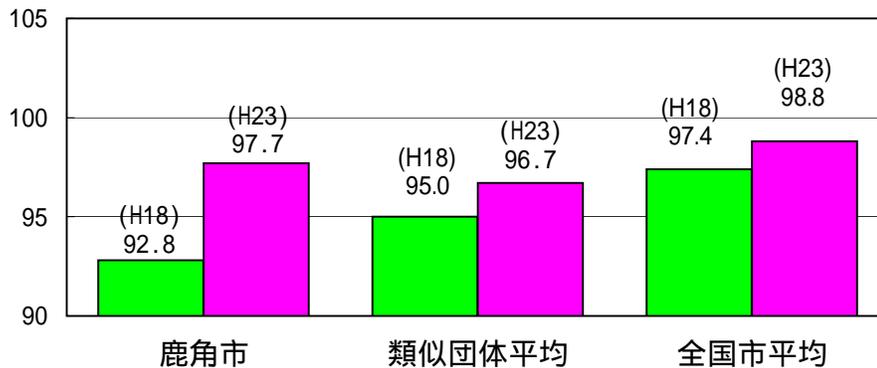
区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成 22年度	35,103	17,899,058	525,889	2,041,773	11.4	12.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
平成 22年度	244	851,716	170,039	292,946	1,314,701	5,432	5,745

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位 : 円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200			
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400			

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鹿角市	38.5 歳	288,200 円	338,902 円	315,893 円
秋田県	43.4 歳	347,500 円	411,977 円	382,499 円
国	42.3 歳	325,205 円	397,723 円	- 円
類似団体	43.1 歳	325,607 円	384,184 円	351,717 円

技能労務職

区 分	公 務 員			民 間			参 考 A / B		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種		平均年齢	平均給与月額 (B)
鹿角市	57.4歳	4人	308,637円	365,563円	334,363円	-	-	-	-
うち 自動車運転手	-	2人							
うち 建設機械操作手	-	2人	-						
秋田県	48.7歳	362人	330,425円	377,816円	353,744円	-	-	-	-
国	49.5歳	3,689人	283,862円	321,662円		-	-	-	-
類似団体	49.0歳		309,198円	335,585円	322,040円	-	-	-	-

個人が特定される可能性があるものについては公表しない。(2人以下の項目)

教育職(幼稚園)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿角市	45.4 歳	307,425 円	332,875 円
秋田県	46.7 歳	405,173 円	440,963 円
類似団体	42.9 歳	317,947 円	337,925 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		鹿角市	秋田県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	- 円
	中学卒	121,600 円	-	- 円
教育職	大学卒	172,200 円	192,800 円	- 円
	高校卒	140,100 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成23年4月1日現在)

区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	262,235 円	318,175 円	386,220 円
	高校卒	218,471 円	261,790 円	318,255 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円

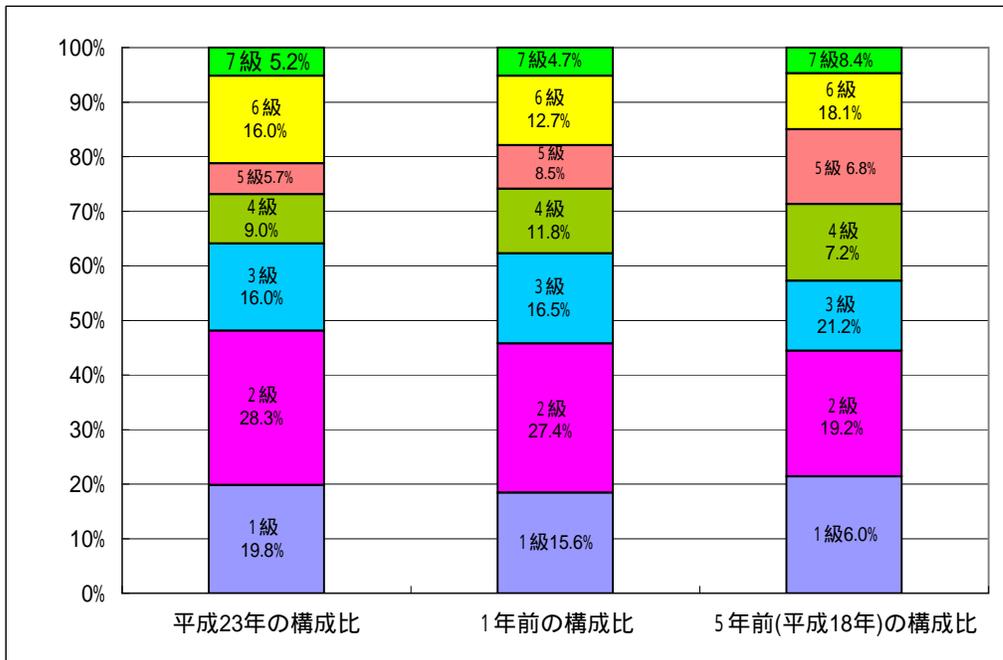
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
7級	部長、次長	11	5.2
6級	課長	34	16.0
5級	主幹	12	5.7
4級	副主幹	19	9.0
3級	主査	34	16.0
2級	主任	60	28.3
1級	主事	42	19.8

(注) 1 鹿角市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定については未実施であるため、昇給区分に差を設けていない。
 なお、今後昇給時に勤務成績を反映させる予定であり、平成21年度より人事評価制度を導入している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鹿 角 市	秋 田 県	国
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,211 千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,591 千円	
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (-)月分 勤勉手当 1.35 月分 (-)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%・管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤務成績の評定については未実施であるため、成績率に差を設けず一律の支給（各支給期につき67.5/100）を行っている。
 なお、今後成績率へ勤務成績を反映させる予定であり、平成21年度より人事評価制度を導入している。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

鹿 角 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 制度なし)	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		その他の加算措置 (退職時特別昇給 制度なし)	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円	23,112千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		757 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		756,126 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	17 %	1人	17 %

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		301 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		10,020 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		12.2 %	
手当の種類(手当数)		10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業従事手当	伝染病防疫作業従事職員	伝染病患者もしくは伝染病の疑いのある患者の救護、伝染病菌の付着の危険性がある物件の処理作業	1日につき300円
精神衛生業務従事手当	精神衛生業務従事職員	精神病患者を精神病院に移送する業務	1日につき300円
行旅病人及び行旅死亡人取扱従事手当	市民課職員	行旅病人又は行旅死亡人取扱作業	1日につき3,000円
家畜伝染病防疫作業従事手当	農林課職員	家畜の伝染病防疫のうち、人体に感染するものが発生又は発生するおそれがある作業	1日につき300円
社会福祉業務従事手当	福祉課職員 (ケースワーカー)	福祉事務所に勤務する現業の業務又は指導監督の業務	1日につき300円
保健師活動従事手当	保健師	家庭訪問	1日につき300円
用地交渉従事手当	用地交渉従事職員	用地の取得または用地の取得に伴う物件もしくは権利の補償に関し、現地において当該所有者又は権利者と直接面接して行う交渉業務のうち特に困難なもの	1日につき300円
徴収事務従事手当	市税等の徴収に従事した職員	市税及び市税以外の収入の徴収または滞納処分のため外勤したとき	1日につき300円
簡易水道施設緊急作業従事手当	簡易水道業務従事職員	正規の勤務時間外に簡易水道施設の緊急作業に従事	1回につき300円
塩素滅菌装置取扱従事手当	簡易水道業務従事職員	塩素滅菌装置の取扱い	1日につき300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	57,361 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	212 千円
支給実績(平成21年度決算)	46,625 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	166 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 配偶者...13,000円 配偶者以外...1人につき6,500円 配偶者がいない場合 ...1人目11,000円 満15歳に達する日以後最初の4月1日から 満22歳に達する日以後最初の3月31日までの子1人につき5,000円を加算	同		29,135 千円	192,948 円
住居手当	自らの居住のため住居を借受け家賃月額12,000円以上を支払っている職員 家賃月額23千円以下の場合 家賃月額-12,000円 家賃月額23千円を超え55千円未満の場合 家賃月額-23,000円×1/2+11,000円 家賃月額55千円以上の場合 家賃月額-27,000円 所有の住宅に居住している世帯主である職員 新築もしくは購入から5年間 月額2,500円(H21/12~廃止)	同		12,175 千円	264,683 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で交通機関又は自動車等を使用する職員 交通期間等を利用する場合 実費 自動車等を利用する場合 通勤距離により4,600円~24,500円	一部異	自動車等を使用する職員についての距離区分及び手当額	17,495 千円	75,087 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち職務の級が行政職給料表6級及び7級の職にある職員 部長級...57,500円 次長級...48,600円 課長級...37,100円 政策監...28,800円			18,942 千円	462,005 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在職する職員 扶養親族を有する場合...月額17,800円 扶養親族を有しないが、居住のため戸を構えている場合又は下宿等の一部屋を専用している場合...月額10,200円 その他...月額7,360円	同		17,618 千円	62,745 円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員 支給月額.....23,000円 配偶者の住居との距離が100km以上の場合加算措置あり	同		608 千円	304,000 円

6 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	822,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	()	(円)	940,000 円 /	259,000 円
	副 市 長	652,000 円	750,000 円 /	249,000 円
報 酬	()	(円)		
	議 長	401,000 円	545,000 円 /	230,000 円
	副 議 長	362,000 円	474,000 円 /	200,000 円
期 末 手 当	()	(円)		
	議 員	342,000 円	450,000 円 /	180,000 円
	()	(円)		
退 職 手 当	市 長	(平成22年度支給割合)		
	副 市 長	2.90 月分		
退 職 手 当	議 長	(平成22年度支給割合)		
	副 議 長	2.90 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	822,000円×勤続月数×47/100	18,544,320円	任期毎
		652,000円×勤続月数×28/100	8,762,880円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

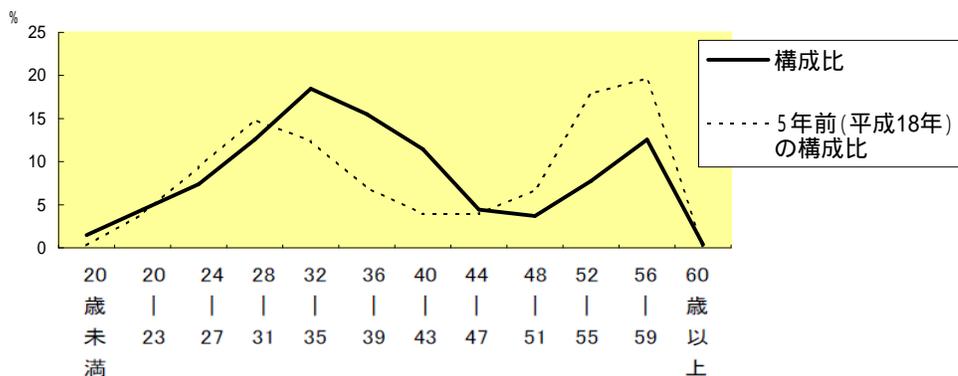
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成22年	平成23年		
普通会計部門	議会	5	5	0	指定管理制度導入 業務量の増加 班統合 産業連携推進室設置 事務の統廃合・縮小 指定管理制度導入
	総務	79	77	-2	
	税務	14	15	1	
	労働	2	2	0	
	農林水産	29	27	-2	
	商工	14	16	2	
	土木	23	22	-1	
	民生	38	36	-2	
	衛生	12	12	0	
		計	216	212	-4
	教育部門	29	31	2	事業拡充による業務の増
	消防部門	-	-	-	
	小 計	245	243	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.22 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 94.86 人)
公営企業等	水道	9	9	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	15	15	0	
	小 計	28	28	0	
合 計		273	271 [310]	-2 [0]	人口1万人当たり職員数 77.20 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	4人	12人	20人	34人	50人	42人	31人	12人	10人	21人	34人	1人	271人

(3)職員数の推移

(単位 : 人・%)

年度 部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	253	244	238	224	216	212	41(16.2%)
教育	45	42	34	30	29	31	14(31.1%)
消防							(%)
普通会計	298	286	272	254	245	243	55(18.5%)
公営企業会計	33	29	30	28	28	28	5(15.2%)
総合計	331	315	302	282	273	271	60(18.1%)

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 22年度	440,240	79,153	51,680	11.74	13.98

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成 22年度	8	28,226	4,432	9,562	42,220	5,278

(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,443

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
鹿 角 市	38.1 歳	270,782 円	374,641 円
全国市町村平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿 角 市	鹿角市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,270 千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,211 千円
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.65 月分 勤勉手当 1.35 月分 (-)月分 (-)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.65 月分 勤勉手当 1.35 月分 (-)月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 役職加算 5% ~ 15%	(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 役職加算 5% ~ 15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

鹿 角 市			一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
(退職時特別昇給 制度なし)			(退職時特別昇給 制度なし)		
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円			1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
			%

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		24 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		4,800 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		62.5 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	水道料金等収入金の徴収事務のため外勤した職員	水道料金等収入金の徴収事務	1日につき300円
緊急作業手当	勤務時間外に発生した水道の配水管及び給水装置等の水道施設が故障した場合において、当該故障について管理者が認定する修理作業に従事した職員	正規勤務時間外の水道施設の緊急作業	1回につき300円
塩素取扱手当	塩素滅菌装置の取扱いに従事した職員	塩素滅菌装置の取扱	1日につき300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	1,519 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	190 千円
支給実績(平成21年度決算)	1,416 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	177 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 配偶者...13,000円 配偶者以外...1人につき6,500円 配偶者がいない場合 ...1人目11,000円 満15歳に達する日以後最初の4月1日から 満22歳に達する日以後最初の3月31日までの 子1人につき5,000円を加算	同		605 千円	151,125 円
住居手当	自らの居住のため住居を借受け家賃月額12,000 円以上を支払っている職員 家賃月額23千円以下の場合 家賃月額-12,000円 家賃月額23千円を超え55千円未満の場合 家賃月額-23,000円×1/2+11,000円 家賃月額55千円以上の場合 家賃月額-27,000円 所有の住宅に居住している世帯主である職員 新築もしくは購入から5年間 月額2,500円	同		234 千円	234,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で交通機関又は自動車 等を使用する職員 交通期間等を利用する場合 実費 自動車等を利用する場合 通勤距離により4,600円～24,500円	同		605 千円	75,630 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち職務の級 が行政職給料表6級及び7級の職にある職員 課長級...37,100円	同		790 千円	395,100 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在職 する職員 扶養親族を有する場合...月額17,800円 扶養親族を有しないが、居住のため一戸を 構えている場合又は下宿等の一部屋を専用 している場合...月額10,200円 その他...月額7,360円	同		501 千円	63,638 円
地域手当	宿日直勤務を命じられた職員 一般の宿日直...4,200円 (勤務時間5時間未満の場合50/100) 常直的な宿日直...21,000円 (月の勤務日数が1/2以下の場合10,500円)	同		0 千円	0 円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に 伴い転居し、やむを得ない事情により同居してい た配偶者と別居し、単身で生活することを常況と し、距離制限(60km)を満たす職員 支給月額.....23,000円 配偶者の住居との距離が100km以上の場合加算 措置あり	同		0 千円	0 円